

2025 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M S & C o n s u l t i n g
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 辻 秀 敏
(コード番号：6555 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 代 表 取 締 役 会 長 兼 経 営 管 理 本 部 長 並 木 昭 憲
(E-mail ir@msandc.co.jp)

第三者割当による自己株式処分及び第 5 回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年 10 月 10 日開催の当社取締役会において、株式会社W i z（以下、「W i z 社」といいます。）に対して、第三者割当による自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）及び第 5 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の発行を行うこと（以下、本自己株式処分及び本新株予約権の発行を総称して「本第三者割当」といいます。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 募集の概要

【本自己株式処分に係る募集】

(1)	処分期日	2025 年 10 月 27 日
(2)	処分株式数	普通株式 236,000 株
(3)	処分価額	1 株につき 407 円
(4)	調達資金の額	96,052,000 円
(5)	募集又は割当方法 (処分予定先)	W i z 社に対する第三者割当方式
(6)	その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。

【本新株予約権発行に係る募集】

(1)	割当日	2025 年 10 月 27 日
(2)	新株予約権の総数	5,389 個
(3)	発行価額	総額 13,041,380 円（新株予約権 1 個につき 2,420 円）
(4)	当該発行による 潜在株式数	538,900 株（新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	資金調達の額	232,373,680 円（差引手取概算額：219,873,680 円） （内訳）本新株予約権発行による調達額：13,041,380 円 本新株予約権行使による調達額：219,332,300 円 差引手取概算額は、本新株予約権の払込金額の総額（発行 価額）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の 価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発 行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。
(6)	行使価額	1 株当たり 407 円
(7)	募集又は割当方法 （割当予定先）	W i z 社に対する第三者割当方式
(8)	その他	1. 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 2. 末尾添付の発行要項に記載のとおり、割当予定先は、権利行使期間中において次の (a) 及び (b) に掲げる条件をいずれも満たした場合にのみ本新株予約権を行使することができます。 (a) 2027 年 2 月期の連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が 220 百万円を超過した場合 (b) 2028 年 2 月期から 2030 年 2 月期の 3 事業年度のいずれかにおいて、以下の (i) 及び (ii) の条件を同一会計年度でどちらも満たした場合 (i) 新株予約権者からの貢献による直接利益が 575 百万円を超過した場合 なお、直接利益とは、売上収益からモニター謝礼や外注費等の直接原価を除いて算出した利益をいう。 (ii) 連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が 400 百万円を超過した場合

(注) 本自己株式処分要項及び本新株予約権発行要項を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当の目的

当社は、顧客満足度覆面調査「ミステリーショッピングリサーチ」(以下、「MSR」といいます。)及びそれに付随するコンサルティング業務を提供する会社として 2008 年に創業し、以来、顧客企業のサービスプロフィットチェーン(注1)経営を支援するために、さまざまなサービスの開発、提供を行ってまいりました。

当社の強みは、金額継続率(前連結会計年度に売上計上のあった既存顧客からの売上計上比率)90%というストック性の高さであり、これは高い商品力に起因すると考えております。

しかし、当社の主要顧客である外食や小売等のサービス産業に属する企業は、コロナ禍において大きなダメージを受け、その影響から当社も大きく売上を落とすこととなりました。

現在当社は、こうした状況からの復活及び更なる当社サービスの売上拡大に向けて積極的な人材投資を行っておりますが、コンサルタント人材の育成には相応の期間が必要となります。また、当社は営業活動からコンサルティングまでをコンサルタント人材が担っておりますため、人材投資が収益につながるまでの期間が長期化する傾向にあり、その間の収益性が低下することが課題であると認識しております。

当社はさらなる成長を目指し、人材投資を進めるとともに、金融機関や株主などの協力を得ながら、M&A や業務提携の機会を模索してきました。こうした取り組みの中で、当社の課題を補完し、サービス拡大に向けたシナジーが期待できる企業としてW i z 社と出会いました。

W i z 社は、各種店舗に向け、Wi-Fi や POS レジ、キャッシュレス決済等の DX サービスの導入支援事業を行っており、全国に6万店舗超の顧客を有しています。また、店舗向けサービスの販売代理業務として、スキマバイトやデリバリー等のサービスも展開しており、多くの企業と協業の成功事例を有しています。

これらの成果を実現する強い営業力が同社の強みであると、当社は判断しております。

こうした両社の強みを踏まえ、当社の強みである高い商品力を持つサービスとW i z 社の強い営業力を掛け合わせることで、これまで以上の成長を目指したいという考えから、2025年4月14日付「業務資本提携に関する契約の締結及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、当社はW i z 社と業務資本提携を締結いたしました。また、W i z 社社長の山崎氏は、2025年5月28日開催の当社株主総会の決議を経て当社の取締役役に就任いたしました。以降、両社で緊密に協議を行い、相互の商材理解等を深めた上で協業による業績向上計画を策定、当該計画に基づき2025年9月1日付で顧客紹介契約を締結し、テストマーケティングを開始しております。

今後、両社の協業による業績向上計画を本格的に進めていくために、人材投資及び設備投資を行っていく必要があり、当社は追加の資金調達を行うことを目的として本第三者割当

を実施することを決定いたしました。

注 1：サービスプロフィットチェーンとは、経営における売上や利益と、従業員満足度、顧客満足度の因果関係を示したフレームワークのことであり、従業員満足度向上→顧客満足度向上→業績向上→従業員満足度向上・・・・の好循環サイクルを指します。

（２）本第三者割当を選択した理由

今回の資金調達には、当社が割当予定先に対して自己株式（調達額 96,052,000 円）、第 5 回新株予約権（最大調達額 219,873,680 円）を第三者割当の方法によって割り当てるものです。

資金調達方法には、不特定多数の一般投資家に向けて株式等の募集を行う公募、既存株主に対して株式や新株予約権を割り当てる株主割当、金融機関からの借入れ等もありますが、今回の資金調達は、W i z 社との間の業務提携を資本関係の構築により強固なものとする、W i z 社に対し当社に対する営業支援を通じた企業価値の向上に向けたインセンティブを付与することが主な目的の一つであるため、W i z 社を割当予定先とする第三者割当の方法によること、また、当社株価の上昇によりキャピタルゲインの増加を享受することが可能となる自己株式処分による普通株式の割当、及び普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行することが目的に適合的であると考えました。

当社の資金需要の観点からも本自己株式処分及び本新株予約権を発行することが最適であると判断しました。すなわち、下記「３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、コンサルタント人材等の採用、教育、給与賞与等の人件費に係る具体的な資金需要に近いタイミングで発生する見込みであることから、かかる資金需要に対しては、発行のタイミングで一定の資金を調達することができる本自己株式処分により調達することが合理的です。また、協業により取引先数が増加し、MS R の調査数、コンサル案件処理件数や営業活動量の拡大に伴い、固定費及び運転資金の所要額が増加すると想定しており、発行時に資金を調達することができる株式や新株予約権付社債ではなく、割り当てを受けた者の行使によって段階的に資金調達をすることが可能となる新株予約権を活用することが適切であると考えました。

本自己株式処分により即時に希薄化が生じますが、本自己株式（236,000 株）の 2025 年 8 月 31 日現在の当社発行済株式総数 4,597,400 株に対する比率は 5.13%程度であり、希薄化の規模は限定的であると考えています。本新株予約権は、即時に希薄化が生じることはなく、その目的となる株式数は固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されているため、希薄化に係る懸念は大きいものにはならないと考えています。また、本新株予約権は、原則として、次の（a）及び（b）に掲げる条件をいずれも満たした場合のみ行使できることを行使条件としております。

- （a）2027 年 2 月期の連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が 220 百万円を超過した場合

(b) 2028 年 2 月期から 2030 年 2 月期の 3 事業年度のいずれかにおいて、以下の (i) 及び (ii) の条件を同一会計年度でどちらも満たした場合

(i) 新株予約権者からの貢献による直接利益が 575 百万円を超過した場合

なお、直接利益とは、売上収益からモニター謝礼や外注費等の直接原価を除いて算出した利益をいう。

(ii) 連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が 400 百万円を超過した場合

当社としては、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当の目的」のとおり、W i z 社との業務提携により当社の事業価値の向上が期待できることに加え、本自己株式処分及び本新株予約権の発行により調達する資金を、下記「3 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり充当することにより、企業価値向上と持続的な成長に資すると考えており、これらの発行に伴う希薄化を考慮しても既存株主の皆様にも十分な利益をもたらすことができると判断しています。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	328 百万円
内訳 (本自己株式処分による調達額)	96 百万円
(本新株予約権の発行による調達額)	13 百万円
(本新株予約権の行使による調達額)	219 百万円
発行諸費用の概算額	13 百万円
差引手取概算額	316 百万円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士・新株予約権評価費用 11 百万円、その他諸費用 (登記費用・株式事務手数料・外部調査費用) 2 百万円となります。

3. 新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的な使途

< 自己株式処分による手取金の額 >

具体的な使途	金 額 (百万円)	支出予定時期
① コンサルタント人材等の採用・ 教育・人件費関連	96 百万円	2025 年 10 月～27 年 9 月

協業による取引量の拡大に備えて、当社は上記資金をコンサルタント人材等の採用、教育、給与賞与等の人件費として投資していくことを予定しています。

具体的には直近の 2 年間でコンサルタント人材 6 名、MS R レポート生産人員約 19 名、

本部社員1名の増員を行うための採用費用、人材の教育費及び給与賞与等の人件費に充当いたします。

<新株予約権の発行による手取金の額>

具体的な用途	金 額（百万円）	支出予定時期
① 運転資金	220 百万円	2028 年 6 月～31 年 2 月

本新株予約権の発行は、当社と業務資本提携先であるW i z 社間の関係性強化及びW i z 社から当社への営業支援の意欲を高めることを目的としたものであり、業務提携に伴い当社の取引先数が増加し、ミステリーショッピングリサーチ事業の直接利益が向上した場合に、新株予約権の権利行使がなされる可能性があります。従って、権利行使がなされる時点では、協業により取引先数が増加し、MSRの調査数、コンサル案件処理件数や営業活動量の拡大に伴い、固定費及び運転資金の所要額が増加すると想定しております。具体的には、オフィススペースの拡充費用、追加採用人員の給与賞与等の人件費、及び営業活動に伴う販管費等に充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおり投資を実行することが当社の企業価値向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上に繋がるものであるとの考えから、資金使途の合理性は十分にあるものと判断しています。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

<本自己株式処分>

本自己株式処分により処分する株式（以下、「本株式」といいます。）の払込金額につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（2025 年 10 月 9 日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である 407 円としました。

当該発行価額は、本自己株式処分に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である 407 円に対しては 0.0%、直前3ヶ月間の終値の平均値である 406 円に対しては 0.2% のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である 399 円に対しては 2.0% のプレミアムとなります。

本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日の終値を基準とした理由は、市場価格は当社の企業価値を表す客観的な指標であり、算定時に最も近い時点の市場株価が現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。

また、かかる発行価額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に 0.9 を乗じた価額以上であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な金額に該当しない

ものと判断しております。なお、当社の監査等委員である取締役4名全員より、本株式の払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

＜本新株予約権＞

本新株予約権の発行価額については、当社から独立した第三者評価機関(株式会社ブルータス・コンサルティング、以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。)が当社の株価及びその変動可能性、割引率、本新株予約権の行使価額及び行使期間その他本新株予約権の内容等を考慮して一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いた算定結果等を参考に、当社が公正な価額と判断した上で、本新株予約権1個当たりの発行価額を2,420円といたしました。

そのうえで、当社は本新株予約権の発行に係る発行価額の意味決定過程の公正性を担保する観点から、ブルータス・コンサルティングより、2025年10月9日において、本新株予約権の発行価額についての財務的見地から見た当社にとっての公正性に関するフェアネス・オピニオンを取得しております。

また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である2025年10月9日の東京証券取引所における普通取引の終値407円としました。なお、当該行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である407円に対しては0.0%、直前3ヶ月間の終値の平均値である406円に対しては0.2%のプレミアム、直前6ヶ月間の終値の平均値である399円に対しては2.0%のプレミアムとなります。

なお、本新株予約権の発行価額については、上記のブルータス・コンサルティングの算定結果及びフェアネス・オピニオンを踏まえ、当社の監査等委員である取締役4名全員より、割当予定先に特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により割り当てられる当社普通株式は236,000株であり、2025年8月31日現在の当社発行済株式4,597,400株に対し5.13%(2025年8月31日現在の当社議決権個数42,615個に対しては5.54%)、本新株予約権の行使による発行株式数は538,900株であり、2025年8月31日現在の当社発行済株式総数4,597,400株に対して11.72%(2025年8月31日現在の当社議決権個数42,615個に対しては12.65%)であり、本第三者割当による希薄化の割合は合計16.86%であり、これにより既存株主の株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、2025年4月14日付「業務資本提携に関する契約の締結及び第三者割当による自己株式処分のお知らせ」によって割り当てられた株式数212,400株及び2025年6月25日付「執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分のお知らせ」によって割り当てられた株式数15,000株を含めると、2025年2月28日現在の当社発行済株式数4,597,400株に対し21.80%(2025年2月28日現在の当社議決権個数40,338個に

対しては 24.85%) の割合の希薄化が生じます。しかしながら、後記「11. 発行要項」に記載のとおり、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標を達成した場合にのみ、行使できることとなります。このような条件を設定することにより、業績目標が早期に達成されることの一助となることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものであり、既存株主の皆様への利益にも貢献できるものと認識しております。

以上の理由から既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量および株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(1)	名称	株式会社W i z
(2)	所在地	東京都豊島区南大塚二丁目 25 番 15 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 山崎 俊
(4)	事業内容	IT 通信サービス・DX・GX 関連のサービスをマルチな販路にて商社的に展開しています。
(5)	資本金	31,350,000 円
(6)	設立年月日	2012 年 4 月 18 日
(7)	発行済株式数	3,978,000 株
(8)	決算期	11 月 30 日
(9)	従業員数	705 人 (2025 年 3 月時点)
(10)	主要取引先	株式会社 NTT ドコモ、ビッグロブ株式会社、株式会社光通信 (各子会社)
(11)	主要取引銀行	三井住友銀行、みずほ銀行
(12)	大株主及び持株比率	山崎 俊 75.57% 株式会社光通信 24.43%
(13)	当事会社間の関係	
	資本関係	当社株式 212,400 株 (発行済株式数の 4.6%) を所有しております。(2025 年 8 月 31 日時点)
	人的関係	代表取締役山崎俊氏は当社の取締役であります。
	取引関係	当社は、W i z 社との間で業務資本提携契約を締結しております。
	関連当事者への	当社の取締役が大株主であり、関連当事者に該当

	該当状況	します。		
(14)	最近３年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円。特記しているものを除く。）（注３）			
決算期	2022 年 11 月期	2023 年 11 月期	2024 年 11 月期	
売上高	17,500	17,751	18,140	
営業利益	313	360	324	

（注）１．当事会社間の関係の欄は、本自己株式処分に係る取締役会決議の直前営業日（2025 年 10 月 9 日）現在におけるものであります。

２．財務情報のうち、純資産、総資産、１株当たり純資産、経常利益、当期純利益、１株当たり当期純利益及び１株当たり配当金については割当予定先の要請により非開示とさせていただきます。

（２）割当予定先を選定した理由

本項目については、２．募集の目的及び理由（１）本第三者割当の目的をご参照ください。

（３）割当予定先の保有方針

当社は、W i z 社から本自己株式処分により取得する株式及び本新株予約権について、一層の関係強化の目的に鑑み、中長期的に継続して保有する意向である旨、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する純投資である旨の報告を口頭で受けております。

なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による承認を要するものと定めております。

また、当社はW i z 社との間で払込期日（2025 年 10 月 27 日）から２年間に於いて、取得した株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を締結する予定です。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本自己株式処分の引受並びに本新株予約権の発行及び行使に係る払込みについて、W i z 社を名義とする銀行口座の写し（2025 年 9 月 24 日付）及び過去３期分決算書を取得し、本自己株式処分の引受並びに本新株予約権の発行及び行使に係る払込金額を上回る金額の現預金残高が確保されていることを確認しており、当社としてかかる払込みに

支障はないと判断いたしました。

(5) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるW i z 社、W i z 社の役員及び株主、並びにW i z 社と同所に所在する企業及び当該企業の役員（以下、「割当予定先等」という。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否かについて、独自に専門の第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所:東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

また、当社は、W i z 社と締結予定の総数引受契約書にて、W i z 社が反社会的勢力に当たらないこと等に関して表明保証を受ける予定です。

以上から総合的に判断し、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(6) 株券等の譲渡制限

本自己株式処分においては、当該事項はありません。

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当てで発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承諾がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年8月31日現在）		募 集 後	
株式会社W i z	4.98%	株式会社W i z	19.59%
光通信株式会社	7.75%	光通信株式会社	6.56%
株式会社エスアイエル	7.54%	株式会社エスアイエル	6.38%
株式会社エヌオーアイ	6.86%	株式会社エヌオーアイ	5.80%
株式会社UH P a r t n e r s 3	6.63%	株式会社UH P a r t n e r s 3	5.61%
株式会社UH P a r t n e r s 2	6.63%	株式会社UH P a r t n e r s 2	5.61%
W E N E T J P N株式会社	5.07%	W E N E T J P N株式会社	4.29%
池谷 誠一	3.10%	池谷 誠一	2.62%
並木 昭憲	3.07%	並木 昭憲	2.60%
株式会社S B I証券	2.98%	株式会社S B I証券	2.52%

(注) 1. 本自己株式処分前の大株主及び持株比率は、2025年8月31日現在の株主名簿を基準としたものを記載しております。

2. 本自己株式処分後の大株主及び持株比率は、2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式（自己株式を除く。）の総数に本自己株式処分及び本新株予約権の行使による普通株式の発行により増加する株式数を加えた数で除して算出しております。

3. 持株比率は、発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する比率を記載しております。また、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

8. 今後の見通し

現在のところ、2025 年 10 月 10 日に開示した「2026 年 2 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔I F R S〕（連結）」に記載の連結業績予想に与える影響は軽微であります、中長期的には、本第三者割当により業務資本提携を強固なものにすると共に、資金を調達することが、当社の成長に貢献すると考えております。

また、本新株予約権の行使に向けた両社の取り組みにより業績への影響が生じた場合は、直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希釈化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権が権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近 3 年間の業績（連結）

	2023 年 2 月期	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期
連結売上収益	2, 213 百万円	2, 391 百万円	2, 552 百万円
連結営業利益又は連結営業損失 （△）	326 百万円	180 百万円	△238 百万円
連結税引前利益又は連結税引前損失 （△）	324 百万円	179 百万円	△240 百万円
親会社の所有者に帰属する当期純 利益又は親会社の所有者に帰属す る当期純損失（△）	220 百万円	114 百万円	△276 百万円
基本的 1 株当たり連結当期利益又 は基本的 1 株当たり連結当期損失 （△）	50. 78 円	28. 16 円	△68. 46 円
1 株当たり配当金	17. 00 円	9. 00 円	—
1 株当たり親会社所有者帰属持分	699. 85 円	712. 78 円	640. 98 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2025 年 10 月 10 日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	4,597,400 株	100%
現時点の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	30,700 株	0.67%
下限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%
上限値の転換価額 (行使価額) における潜在株式数	－株	－%

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	2023 年 2 月期	2024 年 2 月期	2025 年 2 月期
始 値	698 円	574 円	593 円
高 値	882 円	760 円	662 円
安 値	553 円	560 円	393 円
終 値	574 円	593 円	429 円

② 最近 6 か月間の状況

	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
始 値	378 円	392 円	406 円	406 円	399 円	405 円
高 値	399 円	407 円	427 円	412 円	416 円	414 円
安 値	359 円	381 円	391 円	396 円	398 円	402 円
終 値	394 円	406 円	406 円	399 円	405 円	407 円

(注) 10 月の株価については、2025 年 10 月 9 日現在で表示しております。

③ 発行決議日における株価

	2025 年 10 月 9 日
始 値	406 円
高 値	407 円
安 値	404 円
終 値	407 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分

(1) 払込期日	2023年7月6日
(2) 処分する株式	当社普通株式 4,800株
(3) 処分価額	1株につき610円
(4) 処分価額の総額	2,928,000円
(5) 割当先	執行役員 3名 4,800株

② 譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分

(1) 払込期日	2024年7月10日
(2) 処分する株式	当社普通株式 9,600株
(3) 処分価額	1株につき625円
(4) 処分価額の総額	6,000,000円
(5) 割当先	執行役員 6名 9,600株

③ 第三者割当による自己株式の処分

(1) 払込期日	2025年5月1日
(2) 処分する株式	当社普通株式 212,400株
(3) 処分価額	1株につき416円
(4) 処分価額の総額	88,358,400円
(5) 割当先	株式会社W i z

④ 譲渡制限付き株式報酬としての自己株式の処分

(1) 払込期日	2025年7月10日
(2) 処分する株式	当社普通株式 15,000株
(3) 処分価額	1株につき393円
(4) 処分価額の総額	5,895,000円
(5) 割当先	執行役員 6名 15,000株

以上

(別紙)

株式会社MS&Consulting

第5回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の数

5,389 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 538,900 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、2,420 円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものである。

3. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 407 円とする。

但し、本新株予約権の発行後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により

行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

- ② 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（無償割当による場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員及び当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合並びに合併、会社分割、株式交換又は株式交付による普通株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。また、上記において使用する時価は、調整後の行使価額を初めて適用する日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする（この場合の平均値の計算は、円位未満少数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）。

また、上記調整による調整後の行使価額は、募集のための基準日がある場合はその日の翌日、それ以外の場合は普通株式の発行又は処分の効力発生日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降に適用されるものとする。

- ③ 上記①及び②のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（3）本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2028年6月1日から2030年10月26日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行

使できないものとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、行使期間中において次の(a)及び(b)に掲げる条件をいずれも満たした場合にのみ本新株予約権を行使することができる。
 - (a) 2027年2月期の連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が220百万円を超過した場合
 - (b) 2028年2月期から2030年2月期の3事業年度のいずれかにおいて、以下の(i)及び(ii)の条件を同一会計年度でどちらも満たした場合
 - (i) 新株予約権者からの貢献による直接利益が575百万円を超過した場合
なお、直接利益とは、売上収益からモニター謝礼や外注費等の直接原価を除いて算出した利益をいう。
 - (ii) 連結包括利益計算書に記載された親会社の所有者に帰属する当期利益が400百万円を超過した場合
- ② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 本新株予約権の割当日

2025年10月27日

5. 本新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得

することができる。

- (2) 本新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3. (6) に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社及び株式会社 Wiz の間の 2025 年 4 月 14 日付業務資本提携契約（以下、「本業務資本提携契約」という。）が、当社により解除された場合、当社は、本業務資本提携契約の解除日に、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、消滅会社となる合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換又は株式移転完全子会社となる株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3. (1) に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3. (2) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6. (3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 3. (3) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記 3. (3) に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 本新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025年10月27日

9. 申込期日

2025年10月27日

10. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上